

小平市長
小林 正 則 殿

小平市廃棄物減量等推進審議会
会 長 藤 原 哲 重

「家庭ごみ有料化・戸別収集への移行の実施内容について」（答申）（案）

平成28年7月20日付け平環資発第24号により諮問のあった標記事項について、下記のとおり答申する。

記

1 はじめに

家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行は、小平市一般廃棄物処理基本計画の重点施策のひとつとして位置付けられており、最終処分場の延命措置やごみ処理施設更新の理由などにより、これまで以上にごみを減量する必要性が生じている。

小平市一般廃棄物処理基本計画では、家庭ごみ有料化については、全量容器包装プラスチックの分別収集・資源化とともに実施することとしており、戸別収集と合わせて実施することを予定している。

当審議会では、家庭ごみ有料化・戸別収集への移行の実施内容について、小平市長から諮問を受け、慎重に審議を進めており、審議に当たっては、実施計画の根幹となる、有料化する品目の対象範囲、手数料額、減免措置などについて、それぞれ議論し検討をしてきた。

この答申で提言する内容を真摯に受け止め、市民に対して十分な周知を行った上で、家庭ごみ有料化及び戸別収集へ円滑に移行することを希望する。

2 実施計画策定に当たっての基本的考え方

- (1) 家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行は、小平市一般廃棄物処理基本計画中間見直しの重点施策のひとつとして位置付けられていることから、その点を考慮し、実施計画を策定すること。
- (2) 実施計画策定に当たっては、実施の経緯、実施の目的、ごみ処理の現状と課題、家庭ごみ有料化の実施状況と効果を踏まえて、小平市における家庭ごみ有料化及び戸別収集の実施方法を示すこと。
- (3) 家庭ごみ有料化及び戸別収集に関することだけでなく、ごみ減量のための併用施策も行い、より一層のごみ減量をもたらすよう努めること。

- (4)家庭ごみ有料化及び戸別収集への円滑な移行のため、市民に対しては十分に説明及び周知を行うこと。
- (5)小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の稼働に合わせ、軟質容器包装プラスチックも分別収集・資源化の対象とし、容器包装プラスチックの全量が資源化されることにより、分別を分かりやすくし、さらなるごみ減量を推進すること。

3 今後の検討課題と提言

(1)現状と課題

国・東京都・小平市の動向及び経緯や、家庭ごみ有料化先行実施自治体の実施状況进行分析、考慮し、小平市における方策を講じること。

(2)実施の目的

3 Rの推進のための様々な施策のひとつとして、市民にごみの減量や資源の分別の徹底などに対してより一層取り組んでいただくため、「意識の変化によるごみの減量や3 Rの推進」、「負担の公平性の確保」、「ごみ処理に係る経費の削減」の3つを目的として取り組むこと。

(3)市民への周知啓発の徹底

実施の目的を達成するためには、市民の十分な理解と協力が不可欠となるため、市民説明会や、少人数の集まりに出向いての説明、市報やホームページ等を活用しながら、周知啓発の徹底に努めること。

(4)情報公開・評価の見直し

家庭ごみ有料化実施後も、手数料収入額とその使い道などに関する情報を定期的に市民に公開すること。

また、家庭ごみ有料化に関する評価については、毎年当審議会に報告し、おおむね5年に1回の頻度で制度の見直しについて検討すること。

4 審議会からの提案

- (1)戸別収集を先行して実施した場合の、収集経費の増加や市民の混乱を避けるため、家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行を同時に行うこと。また、実施時期は平成31年4月1日から実施すること。
- (2)手数料は、「リデュースやリサイクルの推進への効果」、「市民の受容性」、「周辺市における料金水準」を考慮し、燃えるごみ・燃えないごみについては、1ℓあたり2円に、容器包装プラスチックについては、その処理経費を踏まえ、分別の徹底や、1世帯当たりの負担額を考慮し、燃えるごみや燃えないごみの半額の1ℓあたり1円とすること。
- (3)「紙おむつ」、「ボランティア清掃により回収されたごみ」、「枝木・落ち葉等」については、有料化の対象から除外すること。
- (4)手数料の減免については、社会的な配慮が必要な世帯に対して、経済的負担の軽減を考慮し、対象を設定すること。